02 静保健介第 861 号
令和２年５月２２日

通所系サービス事業所　管理者　様
居宅介護支援事業所　管理者　様
介護予防支援事業所　管理者　様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事　業　者　指　導　担　当　課　長

「本市の新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所の臨時的な取扱いについて Q&A」の送付について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各事業所におかれましては、感染症対策の徹底に御尽力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについては、厚生労働省が発する「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」により周知しているところです。

この度、問い合わせが多く寄せられている質問事項について、別紙のとおり取りまとめましたので、御確認お願い致します。

なお、本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものであり、今後、厚生労働省からの通知等、状況の変化により変更する場合があることを申し添えます。

＜問い合わせ先＞
〒420-8602　　静岡市葵区追手町５番１号
静岡市　保健福祉長寿局　健康福祉部　介護保険課
事業者指導第１係（地域密着型サービス）
事業者指導第２係（居宅サービス）
電話：054-221-1088（1 係）/ 054-221-1377（2 係）
FAX：054-221-1298
メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp